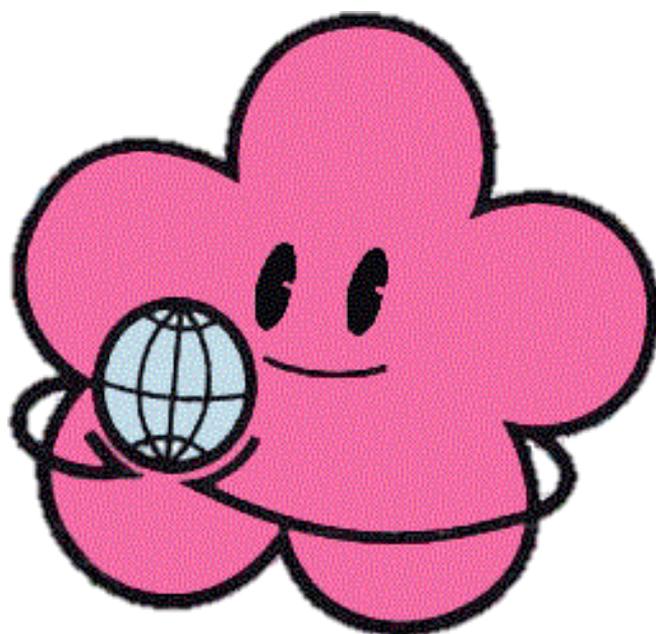


# ごみステーション管理者の手引き



リッケル

鹿沼市環境部廃棄物対策課

(令和元年度作成)

## 目次

I	ごみステーションの管理者の定義	3
II	きれいなまちづくり推進員について	3
III	活動にあたって	
	(1) ごみの分別・排出ルールに関する事	5
	(2) ごみステーションの機能管理に関する事	6
	(3) 違反ごみに関する事	10
	(4) 不法投棄に関する事	11
IV	ごみに関するQ & A	
	(1) ごみステーションについて	13
	(2) ごみの分別について	15
	(3) ごみの排出指導について	16
	(4) その他	16
V	助成制度について	
	(1) ごみステーション整備事業補助金	18
	(2) 生ごみ処理機等設置費補助金	18
	(3) 資源ごみ回収報償金制度	19

## I ごみステーション管理者の定義

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則において、次のように定められています。

ごみステーション管理者（以下「管理者」という。）は、ごみステーションの清潔保持のため、ごみステーションの管理、分別排出のルール違反や不法投棄など、様々な問題に対して、ごみステーションの利用者の皆さんと協力し合い、適正管理にご協力をお願いします。

（一般廃棄物を保管する場所）

### 第3条第3項

指定を受けたごみステーションの管理者は、保管する一般廃棄物が飛散し、散乱し、及び流出しないような対策を講ずるよう努めなければならない。

## II きれいなまちづくり推進員について

### （1）きれいなまちづくり推進員の位置付け

本市では、平成15年12月にきれいなまちづくり推進条例を制定し、環境美化の中核を担っていただき、地域のリーダーとして多大なご協力をいただいております。

きれいなまちづくり推進員には、市民と行政をつなぐ地域のリーダーとして、地域住民へごみ減量・リサイクルについての啓発、不法投棄の発見通報、ごみステーションの設置確認や助言・指導などの活動を行っていただいております。

#### ア 推進員の基準

- ・自治会からの推薦で市長が委嘱する。
- ・推進員の人数は、自治会内の世帯数に応じて定められています。

#### イ 推進員の任期

- ・任期は2年。

#### ウ 活動区域

- ・推薦を受けた自治会内とする。

#### エ 推進の職務

- ・次ページを参照してください。

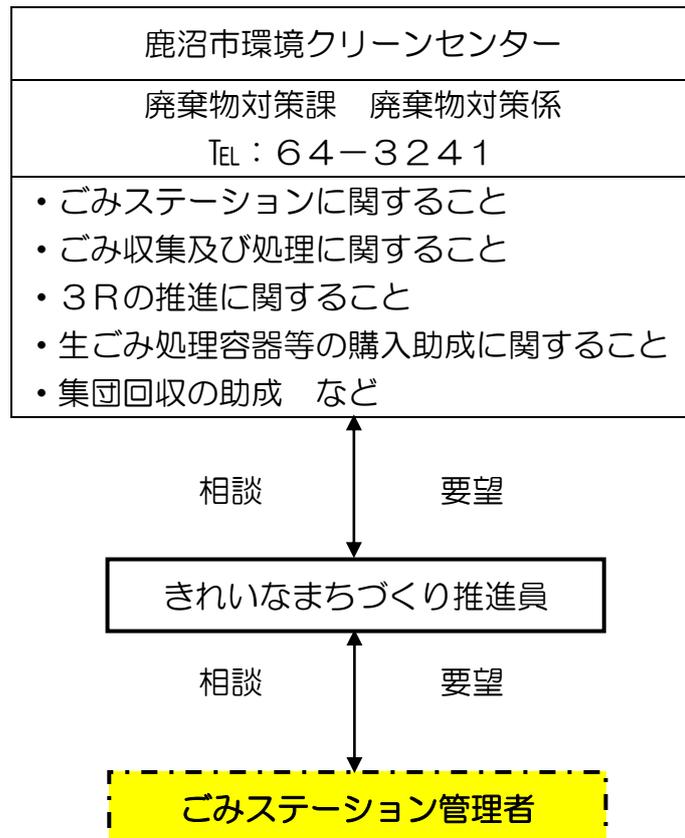
## (2) きれいなまちづくり推進員の役割

きれいなまちづくりを進める上で、自治会内での実践活動の推進及び自治会と行政との調整役として、先導的役割をお願いしております。

また、きれいなまちづくり推進員要綱において、下記の6つの職務を遂行するものと定めています。

- ① 環境美化の推進
- ② 清掃活動の連絡調整及び協力
- ③ ごみの減量、リサイクル実践活動及びごみ分別の推進
- ④ **ごみステーションの設置確認（新設、移設、廃止の手続きの場合）**
- ⑤ きれいなまちづくり推進条例違反又は不法投棄等法令違反の監視及び通報
- ⑥ その他きれいなまちづくり推進条例の目的達成に必要な事項

ごみの適正な処理の仕方やリサイクルに関して、ご要望・ご意見がある場合は、町内自治会内で十分お話しいただいた上で、市までご相談ください。



### Ⅲ 活動にあたって

#### (1) ごみの分別・排出ルールの指導に関すること

ごみの減量と有効活用を図るため、平成12年7月からごみ分別の施策が実施され、当時は4種9分別、平成14年7月からは5種13分別、平成20年10月からは現在の5種14分別に移行し、平成18年10月からは家庭系の燃やすごみの有料化がスタートしました。

ごみステーションの清潔の保持や収集日、収集時間、市指定袋の使用、排出方法などについて利用者の皆さんへの周知、指導をお願いします。

#### ◆ 収集日の朝8時30分までに出すこと

当日のごみの量、天候及び交通事情などに応じて収集時間に変動が生じることがありますので、遅く出すと収集できないことがあります。また、前日や夜間にごみを出すと、悪臭や交通の障害となるばかりでなく、放火に遭う恐れやカラス、猫などにごみを散らかされる原因になります。



#### ◆ ごみの正しい出し方を徹底すること

##### ① 市で収集しないごみ、分別状況の悪いごみ

違反ごみは、指導シールを貼付しごみステーションに置いていきます。排出者が違反ごみを再分別することが原則ですが、排出者が再分別を行わない場合は、管理者などが分別し、収集日にごみを出し直してください。

ただし、管理者などでは違反ごみの処理が困難なときは、きれいなまちづくり推進員または環境クリーンセンターにご相談ください。

##### ② 引越し等、臨時かつ多量に発生するごみ

引越し、片付け及び清掃等によって、一度に多量のごみが発生する場合は、ご自宅まで有料で収集に行く制度（臨時戸別収集制度）をご活用ください。

なお、この制度を利用する場合は、事前に市の職員から分別の指導を受けた後、日時を調整し委託業者に収集をお願いする方法です。

#### ◆ 近隣の迷惑にならないように出すこと

ごみステーションの近隣にお住まいの方の中には、ごみの排出状況の悪化等により、とても不愉快な思いをしている方がいらっしゃいます。

一方で、空き地等も少ないため、新たにごみステーションを設置したり、ごみステーションを移動することは、とても難しい状況です。したがって、現状のごみステーションを大切に利用することが重要となっています。ごみステーションの適正な管理に留意ください。

## (2) ごみステーションの機能管理に関すること

ごみステーションのコンテナ容器やネットの破損は、放置しておく、ごみの散乱や通行者、利用する市民の方がけが等をする事故の原因にもなりますので、ごみステーションを定期的を確認してください。

なお、破損を見つけた場合は出来るだけ速やかに補修をお願いします。

また、ごみステーションの周辺に路上駐車があると収集ができません。周辺には路上駐車しないようお願いします。

ごみステーションを移設、廃止、形状の変更を行う場合は、収集ルートの見直し、収集時の交通事故の危険性を把握する必要があるため、事前に相談が必要になります。(詳細については、「ごみステーションの設置変更(移設・廃止・形状変更)の流れ」をご確認ください。)

<こんな場合も事前に市に相談が必要です>

- ◆かご型や倉庫型(収納ストッカー)の開閉口の向きを変更する。
- ◆道の反対側にごみステーションを移動する。
- ◆集合住宅等で、ごみステーション周辺の環境を変更する。
- ◆ごみステーションを廃止又は統合する。

<市から配布する物>

### ◆ごみステーションの看板

ごみステーションを設置する際に看板を配布していますが、経年劣化により表示内容が薄くなり見づらい状態になる場合があります。

その場合、新しい収集シールをお渡ししますので、環境クリーンセンターまでご連絡ください。



### ◆注意の札

A3までならご希望の内容で作成します。(ラミネート加工)

下記の内容をごみステーションに掲示し、利用者に対して啓発します。

<p><b>指定日以外のごみは出せません</b></p> <p>～利用者の方々にお願いします～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●<b>ごみは必ず分別し、指定日(収集日)の朝、午前8時30分までに出してください。</b></li><li>●燃やすごみは<b>必ず指定袋</b>に入れてください。</li><li>●ごみステーション利用者以外の持ち込みは、ご遠慮ください。</li></ul> <p>～ルールを守って正しく使いましょう～</p> <p>鹿沼市環境部廃棄物対策課 ☎64-3241</p>	<p><b>ごみステーションでのネットの取り扱い</b></p> <p>～利用者同士で適正管理に努めましょう～</p> <p>ごみステーションのネットは、ごみの飛散防止や鳥獣被害の対策の一つです。</p> <p>特に、燃やすごみ、その他プラスチック製容器包装の収集日にはごみを出す人がきちんとネットを掛けるようにしましょう!</p> <p>鹿沼市環境部廃棄物対策課 ☎(64-3241)</p>	<p><b>お願い</b></p> <p>収集日以外に出されるごみは、衛生上及び防犯上、周辺住民の迷惑になりますので、指定された日に出しましょう。</p> <p>鹿沼市廃棄物対策課 ☎64-3241</p>
--	---	---

## ごみステーションの設置変更（移設・廃止・形状変更）の流れ

ごみステーションの移設・廃止・形状変更を行う場合、管理者は事前に市に相談が必要となります。相談内容によっては、相談終了まで一ヶ月程度かかる場合もございますので、早めにご相談ください。

### ごみステーションの移設・廃止・形状変更（案）の検討

- 鹿沼市ごみステーション設置基準に基づく
  - ※移設場所の選定、収納ストッカーの形状等
  - ◆ごみステーションの設置位置のポイント
  - ◆ごみステーションの収納ストッカーのポイントを参照ください。
- ※移設場所を複数案検討してください。
- ※設置場所の所有者（管理者）の同意を得てください。
- ※利用者、近隣者の同意を得てください。



### 環境クリーンセンターとの相談

- ※管理者（利用者等）からの相談を受けて、収集計画や収集時の安全性等について現地調査を行います。
- ※収集場所に適さない場所等、周辺状況によっては、変更をお願いする場合があります。

### 相談終了

- ※相談終了後、管理者（代表者含む）は変更申請の手続きをお願いします。

### 設置変更申請（移設・廃止）の提出

- ※ごみステーションの管理者（代表者含む）が申請人となり、設置変更（廃止）申請を環境クリーンセンターへ提出してください。
- ※収集開始日は月曜日とし、申請から収集開始まで約10日程度を要します。

### 移設したごみステーションの収集開始

- ※収集開始日までに、ごみステーション利用者への周知、ごみステーション看板、収納ストッカー、コンテナ容器、ネット等を移動してください。
- ※ごみステーションを廃止する場合は、所有者の指示に従い、設置場所を原状に戻し、ごみステーション看板を環境クリーンセンターへ返却してください。

## ◆ごみステーションの設置位置のポイント

### <設置に適した場所>

- 収集車が通り抜けることができ、見通しのよい場所。
- 幹線道路から外れた交通量が少ない場所。
- 収集車がごみステーションのすぐ側まで近づける場所。
- 私有地に入って収集しなければいけない場所は、通り抜け又は私有地内で収集車が方向転換できるスペースがある場所。

### <設置に適していない場所>

- 信号機のある交差点や、幹線道路の交差点付近。
- 収集時に、横断歩道の前後5m以内、踏切の前後10m以内に入る場所。
- 収集車の視認が難しい曲がり角やカーブ付近。
- ガードパイプなどで道路と歩道が分離され、収集員が近づけない場所。
- 敷地内の場合は、4トン車が容易に通り抜け、回転、方向転換ができない場所。

◆ごみステーションの収納ストッカーのポイント

＜ごみステーションのかごに適した形状＞

(引き戸式・開き戸式)

- 前面の高さが180cm以上。幅は200cm以上、奥行き100cm以上。
- 開口の幅が広い物。(開口の空間内に柱などの障害物がない物)

●イメージ (引き戸式)



●イメージ (開き戸式)

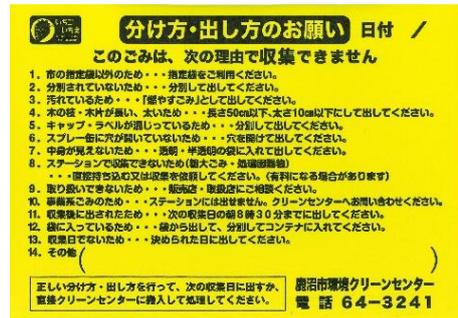


※収納ストッカーの作製又は形状変更する場合は、加工図面・カタログ等で事前に環境クリーンセンターと相談していただき、市の確認後に発注してください。

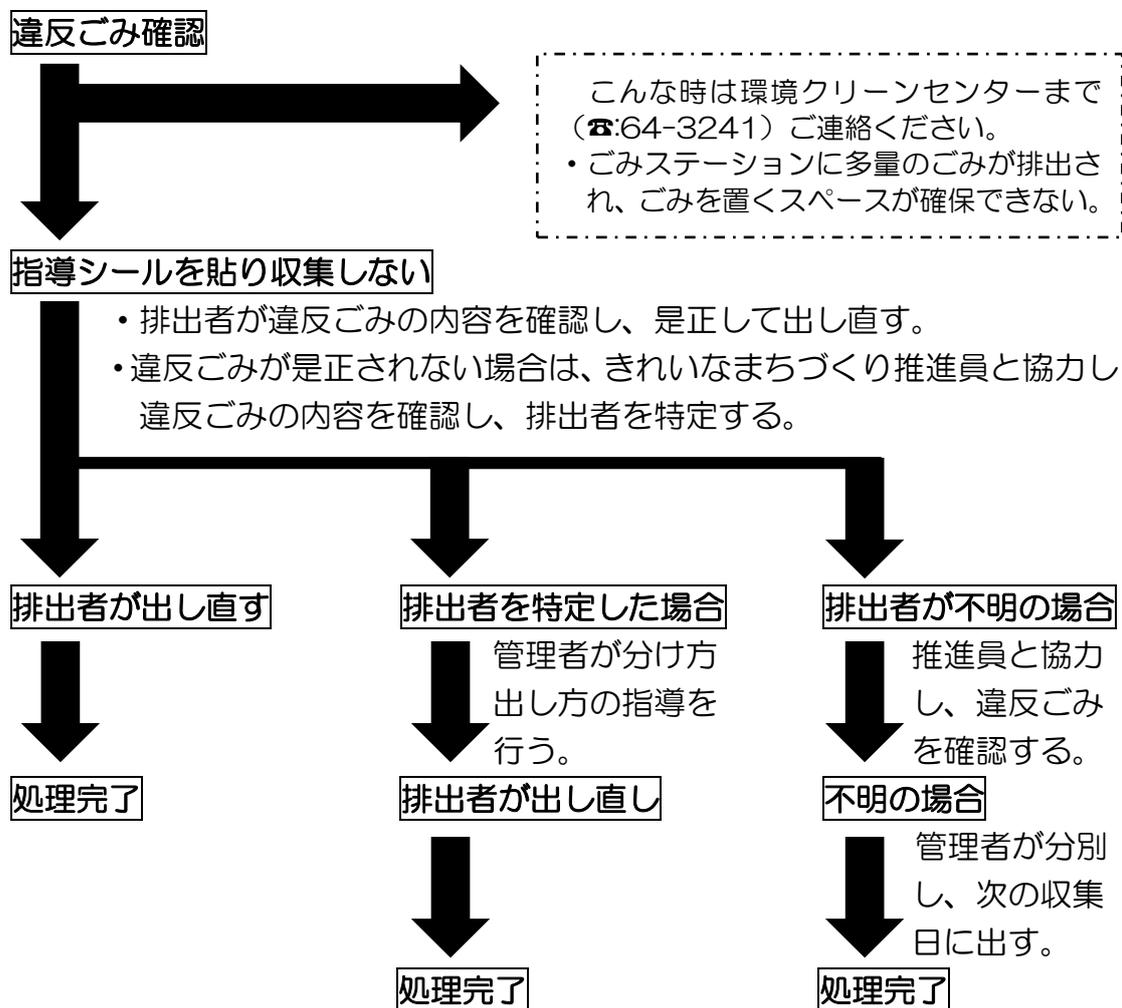
### (3) 違反ごみに関すること

ごみステーションに違反ごみが出されるときは  
収集委託業者が指導シール（分け方・出し方の  
お願い）を貼り収集しません。※右参照

排出者が違反を確認するまでの期間として、  
ごみステーションに置く場合があります。



### ◆違反ごみ処理の流れ



排出者が不明の場合で、管理者等では違反ごみを処理することが困難な場合は、環境クリーンセンターへご相談ください。  
また、同じ排出者から違反ごみが続くなど、管理者が何度注意しても分別を守らない場合は、市から、排出者に直接指導することも可能です。

#### (4) 不法投棄に関すること

ごみステーションへの廃棄物の不法投棄を発見した場合は、その状況を環境クリーンセンターへ連絡してください。また、管理者を中心に看板や張り紙で啓発するなど不法投棄の防止に努めてください。

ア 適宜、監視をしましょう。

イ 不法投棄の看板が必要な場合は、環境クリーンセンターへご連絡ください。

ウ 監視カメラの設置をするなど、不法投棄をされにくいごみステーションにしましょう。

エ 不法投棄で困ったときは、早めに環境クリーンセンターに相談しましょう。

#### ●看板のイメージ

<p><b>不法投棄防止 パトロール重点地区</b></p> <p><b>ごみの投げ捨て厳禁</b></p> <p>※違反した場合は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられます。 ※不法投棄を発見した方は、市又は警察へ連絡してください。</p> <p>鹿 沼 警 察 署 ☎62-0110 鹿沼市環境クリーンセンター ☎65-1064</p>	<p>家庭以外のごみを捨てる と法律で罰せられます。</p> <p>（不法投棄を発見した方は、車両番号等わかる範囲内で結構ですから、市又は警察へ連絡してください。）</p> <p>鹿 沼 警 察 署 ・ 鹿沼市環境クリーンセンター 62-0110 65-1064</p>
--	---

#### 注意！

不法投棄を行っている者（業者）を見つけた場合は、大変危険ですので、直接声をかけずに、環境クリーンセンターまで目撃された情報をお寄せください。

- ① 不法投棄が行われた日時、場所
- ② 車両ナンバー、車種、車名
- ③ 業者の看板 等
- ④ 不法投棄車両及び不法投棄を行った者の特徴



## IV ごみに関するQ & A

過去にきれいなまちづくり推進員や管理者よりご質問がありましたQ & Aになります。地域の美化、ごみの減量、リサイクル活動にご活用ください。

### (1) ごみステーションについて

Q1	ごみステーションの移設または廃止はどのようにするのですか。
Q2	自治会に加入していないとごみは出せないのですか。
Q3	カラス、猫などにごみステーションを荒らされないようにするにはどうしたらよいのですか。
Q4	ごみステーションで使用している、コンテナ容器、ネット、清掃用具等の購入した場合、市からの補助はありますか？
Q5	雨の日でも資源物（新聞・雑誌・衣類）を出していいのですか？

### (2) ごみの分別について

Q6	剪定した庭木や草木などはどう処分すればよいのですか。
Q7	私の地域では資源物古紙等の集団回収を行っているのですが、ごみステーションに出さなければいけないのですか。

### (3) ごみの分別・排出指導について

Q8	市の収集車以外の者がごみステーションから資源物などを持ち去っている場合はどうしたらよいですか。
Q9	別の地域に人が通り道だということで、うちのステーションにごみ捨てていくのですが。

### (4) その他

Q10	他市町村からの転入者に対する5種14分別のPR方法は。
Q11	事業所から出る一般廃棄物のごみステーションに出されている場合どのように処理すればよいのか。
Q12	事業所に対する指導はどのように行っているのか。



も、ごみ出しの時間を守りましょう。

A (方法3) 防鳥ネットを使用する

ごみステーションのネットは、ごみの飛散防止、鳥獣被害の対策の一つです。特に、燃やすごみ、その他プラスチック製容器包装の収集日にはネットを掛けるようにしましょう。



ネットの裾に鎖の重しなどを取り付けることで、ネットが風でめくれたり、飛ばされたりしません。また、通行の邪魔にならないようネットの管理には十分ご注意ください。

**Q 4 ごみステーションで使用している、コンテナ容器、ネット、清掃用具等の購入した場合、市からの補助はありますか？**

A 補助はありません。

ごみステーションの維持管理に必要な物については、利用者の中でご負担いただくようご協力をお願いいたします。

**Q 5 雨の日でも資源物（新聞・雑誌・衣類）を出していいのですか？**

A ごみの収集は天候にかかわらず行いますが、紙類と衣類は、雨で濡れてしまうとリサイクルすることができず、せっかく分別していただいたものであっても焼却処理せざるを得なくなってしまう場合があります。

そのため、雨の日または雨となることが予想される日はなるべく



出さず、次の収集日に出すように  
ご協力をお願いします。

## (2) ごみの分別について

### Q6 剪定した庭木や草木などはどう処分すればよいのですか？

A 剪定した木の枝や刈り草などは、週2回の燃やすごみとして出してください。

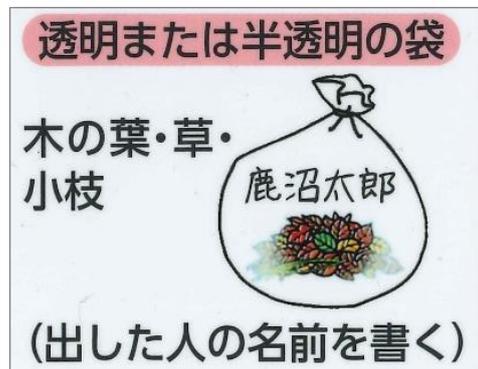
木の枝は、50cm以下の長さ、直径10cm以下の太さにし、ひもで縛って出してください。刈り草や葉は、透明または半透明の袋（概ね45L程度）に入れ、出した人の名前を記入し出してください。

なお、排出できる数に制限はありません。一度に大量に出す場合は、自分で環境クリーンセンターへ持ち込んでください。

#### 〔注意事項〕

自ら搬入できない場合は、親族に代理で搬入する方法があります。

その際には、血縁関係の証明、公共料金の領収書等を計量受付で提示する必要があります。



### Q7 私の地域では資源物古紙等の集団回収を行っているのですが、ごみステーションに出さなければいけないのですか？

A 自治会や育成会などで集団回収を実施している地域では、集団回収を優先して下さって結構です。

ごみステーションでの回収は、集団回収に参加していない方や集団回収に出しそびれ次の集団回収まで待てない場合などが利用してください。

ごみステーション回収は、集団回収を実施している地域であっても、行政サービスとなりますのでご理解ください。

### (3) ごみの排出指導について

**Q 8 市の収集車以外の者がごみステーションから資源物などを持ち去っている場合はどうしたらよいですか？**

A 市が指定する業者以外の者がごみステーションから資源物を持ち去る行為は認めていません。条例に基づき、適正に保管された一般廃棄物（再生利用を目的となる一般廃棄物）の所有権は、市が指定したごみステーションにごみが出され、保管が開始された時から市に帰属するものとし、占有権を侵害する行為となります。

資源物などの持ち去り現場を発見したら、直接声をかけずに、環境クリーンセンターまで目撃情報をお寄せください。

- ① 持ち去り行為が行われた日時、場所、資源物などの種別
- ② 持ち去り車両及び行為を行った者の特徴  
（車両ナンバー、車種、車名など）
- ③ 持ち去れるまでの状況など

**Q 9 別の地域に人が通り道だということで、うちのステーションにごみを投げ捨てていくのですが？**

A 排出するごみステーションは、地域で定められていますので不法投棄となります。見かけましたら注意してルール違反であることを教えてあげてください。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）違反により5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科）

### (4) その他

**Q 10 他市町村からの転入者に対する5種14分別のPR方法は？**

A 「家庭ごみの分け方・出し方」のチラシを市役所市民課で転入時にお配りしていますが、その他にも環境クリーンセンターや各コミュニティセンターでも配布しています。

また、日常生活の疑問を、下記のアプリケーションを使うことにより、正しいごみの分け方や出し方を簡単に調べることができるウェブ版アプリケ

ーションの運用を平成30年3月から開始しました。

例えば、新しく鹿沼市に住むことになった時や市内で引っ越しした時は、パソコンやスマートフォンからお住まいの地域のごみ収集日や分別方法を知ることが可能になりました。「<http://kanuma.5374.jp>」へアクセスするか、下記のQRコードを読み取ってください。



**Q 1 1 事業所から出る一般廃棄物のごみステーションに出されている場合どのように処理すればよいのか？**

A 事業所（会社・お店）から出るごみが、家庭用ごみステーションに出されているのを発見した場合には、ごみステーションの設置場所、ごみを捨てた事業者、ごみの量など、分かる範囲で環境クリーンセンターまでご連絡ください。

A 事業者自ら市が許可している一般廃棄物処理業許可業者に処理委託するか、自ら市の環境クリーンセンターへ搬入する(自己搬入)必要があります。なお、家庭用ごみステーションには、少量でも出すことはできません。

**Q 1 2 事業所に対する指導はどのように行っているのか？**

A 事業系廃棄物の適正処理、減量、資源化を推進するため、事業所ごとにごみの減量及び再資源化の指導や助言を行っています。中小の事業所などについても、排出・実態調査を行い適正処理を指導しています。

**Q 1 3 ごみステーションの管理者を変更する場合は届け出が必要ですか？**

A 管理者を変更するときは、「ごみステーション管理者変更届」に必要事項を記入し、各地区のきれいなまちづくり推進員に署名・押印を受けて、環境クリーンセンターまでご提出してください。

なお、様式は、市ホームページからダウンロードできます。

## V 助成制度について

### (1) ごみステーション整備事業補助金

既設のごみステーションを2箇所以上集約し整備する自治会に対し、補助金を交付いたします。近隣の小さなごみステーション同士の集約の推進にご協力ください。

#### ア 補助交付の条件

- ・既設ごみステーションが、収集開始から1年以上経過していること。
- ・集約されたときは、1箇所以上廃止すること。
- ・アパート等の共同住宅専用に設置されたものは除く。
- ・整備されるごみステーションは、鹿沼市一般廃棄物処理要綱第3条第1項第1号から第7号に定める基準を満たしていること。

#### イ 補助率

市の予算の範囲内で、集約するステーションの整備に要する費用（土地の取得又は賃貸費用の除く。）の2分の1以内（100円未満切捨て、上限70,000円）

### (2) 生ごみ処理機等設置費補助金

生ごみ処理機等を活用することで、生ごみを堆肥化し有効活用することによりごみの減量を図ることを目的に交付いたします。

#### ア 補助交付の条件

- ・市内に住所があり。かつ、住んでいる人
- ・市税に滞納がない人

※再購入の場合は、補助金の交付を受けた年度から5年を経過した年度から申請できます。

#### イ 補助率

	1. コンポスト容器	2. EM 生ごみ処理容器	3. 機械式生ごみ処理機
どのようなものか	 <p>生ごみなどを土に接触させて、土の中の微生物やミミズなどの働きで分解して堆肥化する容器です。</p>	 <p>EM菌の働きによって生ごみを堆肥（液肥）化する容器です。</p>	 <p>電力によって生ごみを堆肥化したり、乾燥させて減らしたりすることができる機械です。</p>
補助金額	購入費の2分の1 上限6,000円	購入費の2分の1 上限6,000円	購入費の2分の1 上限30,000円
補助金の額に100円未満の端数がある場合は切り捨てます。			
補助できる台数（いずれか）	1世帯に2台まで		1世帯に1台まで ※ディスポーザー及び排水口に直接接続する機械は、補助の対象外です。

### ③ 資源ごみ回収報償金制度

家庭から出るごみの中には、資源として活用できるものがたくさんあります。ごみを減らし、リサイクルを推進するために、仲間を募って資源ごみの回収に参加しませんか。回収で得た売上金や報償金は、団体の活動資金として活用することができます。ただし、お店や会社から出たごみは対象外です。

ア 交付団体とは？

市内の自治会、老人会、子供会など住民団体であること。（個人は対象外）

イ 「資源ごみ」とは？

- 古紙類・・・新聞紙、雑誌、ダンボール など
- びん類・・・酒びん、ビールびん など
- 金属類・・・アルミ缶、スチール缶 など

ウ 鹿沼市指定資源ごみ回収業者

事業所名	町名	電話番号
(有)阿久津商店	茂呂	76-4026
(有)市川商店	御成橋町1丁目	62-3720
鹿沼資源回収事業協同組合	茂呂	76-4026
君島商店	上材木町	62-6667
(株)高橋商店	奈佐原町	75-2215
(有)なんでもや	池ノ森	75-4514
(株)丸当	下石川	72-1561
(株)まるやま	戸張町	62-2685

エ 「報償金」の額は？

資源物1kgにつき4円を市から交付します。（100円未満切り捨て）